

議案第 4 8 号

瑞穂町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

子どもから高齢者までの多世代が交流する多世代交流センターの設置に伴い、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例

（設置）

第 1 条 子どもから高齢者までの多様な世代が交流し、つながり、及び居場所となる拠点を創出することにより、多世代交流の推進及び地域コミュニティの活性化を図るとともに、放課後の児童の健全育成及び高齢者の生きがいづくりを含む全ての町民の福祉の向上及び健康の増進に寄与するため、瑞穂町多世代交流センター（以下「多世代交流センター」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 多世代交流センターは、瑞穂町大字殿ヶ谷 1 1 0 6 番地に置く。

（機能）

第 3 条 多世代交流センターに置く機能は、次に掲げるとおりとす

る。

- (1) 多世代交流機能
- (2) 高齢者福祉センター機能
- (3) 学童保育クラブ機能
(事業)

第4条 多世代交流センターにおいて行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多世代の交流及び居場所づくりに関する事業
- (2) 地域コミュニティの活性化に関する事業
- (3) 教養の向上及びレクリエーション活動に関する事業
- (4) 健康づくり及び高齢者の生きがいづくりに関する事業
- (5) 放課後児童健全育成に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業
(瑞穂第五小学童保育クラブの設置等)

第5条 瑞穂第五小学童保育クラブの設置及び運営については、瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例（平成26年条例第13号）の定めるところによる。

(指定管理者による管理)

第6条 多世代交流センター（瑞穂第五小学童保育クラブを除く。以下同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条各号（第5号を除く。）に掲げる事業に関する業務
- (2) 別表に定める施設（以下「施設」という。）及びこれらに附属する設備（以下「附属設備」という。）の利用の承認に関する業務
- (3) 施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用料金の収受に関する業務
- (4) 多世代交流センターの維持管理に関する業務
- (5) 多世代交流センターの広報に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(休館日等)

第8条 多世代交流センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月第3日曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 多世代交流センターの開館時間は、規則で定める。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の承認)

第9条 施設等を利用しようとする者は、規則で定める申請書により、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、多世代交流センターの管理のため、前項の承認に必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を承認しないことができる。

(1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理運営上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用料金)

第11条 第9条の規定により施設等の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

3 附属設備に係る利用料金の額は、規則で定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 1 2 条 指定管理者は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、町長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第 1 3 条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の承認の取消し等)

第 1 4 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。

(2) 利用者がこの条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。

(3) 利用者が利用の目的又は利用の承認の条件に違反したとき。

(4) 災害その他の事故により、施設等の利用ができなくなったとき。

(5) 工事その他の都合により、指定管理者が必要と認めるとき。

2 前項の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたことにより利用者が受けた損害については、指定管理者は賠償の責めを負わない。

(権利の譲渡等の禁止)

第 1 5 条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は利用させてはならない。

(原状回復の義務)

第 1 6 条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。第 1 4 条の規定により施設等の利用の承認を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第 1 7 条 入館者又は利用者は、建物等に損害を与えたときは、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。前条の規定による原状回復の義務を怠った場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 次に掲げる準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(1) 第 6 条及び附則第 5 項の規定による改正後の瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例第 12 条の規定による指定及び管理

(2) 第 9 条の規定の例により行う利用の承認。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは、「町長」とする。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、この条例を施行するために必要な準備行為

(経過措置)

- 3 前項第 2 号の規定により施設等の利用の承認の申請がされたとき、又は町長から施設等の利用の承認を受けたときは、この条例の施行の日において、それぞれ指定管理者に対し第 9 条に規定する申請がされ、同条の指定管理者の承認を受けたものとみなす。

(瑞穂町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

- 4 瑞穂町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 5 年条例第 18 号）は、廃止する。

(瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例の一部改正)

- 5 瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 2 条を第 1 4 条とし、第 1 1 条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 1 2 条 学童保育クラブの管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 1 3 条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合は、指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入所児童に対する適切な遊び及び生活の場の提供並びに児童の健全な育成を図る事業の実施に関する業務

(2) 学童保育クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

別表中

「

あすなろ学童保育クラブ	瑞穂町大字石畑 1 8 3 7 番地
-------------	-----------------------

」を

「

瑞穂第一小学童保育クラブ	瑞穂町大字箱根ヶ崎 2 2 8 7 番地
--------------	-------------------------

」に改め、

同表に次のように加える。

瑞穂第五小学童保育クラブ	瑞穂町大字殿ヶ谷 1 1 0 6 番地
--------------	------------------------

別表（第 7 条、第 1 1 条関係）

（単位：円）

時間区分 施設名	1 時間	3 0 分
音楽スタジオ 1	1 0 0	5 0
音楽スタジオ 2	2 0 0	1 0 0
ダンススタジオ	3 0 0	1 5 0
創作ルーム	1 0 0	5 0
会議室	4 0 0	2 0 0
多目的室 1	7 0 0	3 5 0
多目的室 2	4 0 0	2 0 0
多目的室 3	4 0 0	2 0 0
多目的室 4	2 0 0	1 0 0
多目的室 5	4 0 0	2 0 0
多目的室 6	4 0 0	2 0 0
多目的ひろば	5 0 0	2 5 0

附則第5項による改正

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例 新旧対照表

新	旧														
第1条から第11条 略 <u>(指定管理者による管理)</u> 第12条 学童保育クラブの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 <u>(指定管理者が行う業務)</u> 第13条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合は、指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1)入所児童に対する適切な遊び及び生活の場の提供並びに児童の健全な育成を図る事業の実施に関する業務</u> <u>(2)学童保育クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務</u> <u>(3)前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務</u> 第14条 略 別表(第3条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瑞穂第一小学童保育クラブ</td><td>瑞穂町大字箱根ヶ崎22番地</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>瑞穂第五小学童保育クラブ</td><td>瑞穂町大字殿ヶ谷1106番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	瑞穂第一小学童保育クラブ	瑞穂町大字箱根ヶ崎22番地	略	略	瑞穂第五小学童保育クラブ	瑞穂町大字殿ヶ谷1106番地	第1条から第11条 略 第12条 略 別表(第3条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あすなろ学童保育クラブ</td><td>瑞穂町大字石畑1837番地</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	あすなろ学童保育クラブ	瑞穂町大字石畑1837番地	略	略
名称	位置														
瑞穂第一小学童保育クラブ	瑞穂町大字箱根ヶ崎22番地														
略	略														
瑞穂第五小学童保育クラブ	瑞穂町大字殿ヶ谷1106番地														
名称	位置														
あすなろ学童保育クラブ	瑞穂町大字石畑1837番地														
略	略														